

全軟野連発第 371-1 号

令和 5 年 12 月 25 日

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小林三郎



捕手（審判員含む）用マスクの SG 基準義務化に係る特別措置の終了について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、当初 2022 年シーズンインより捕手（審判員含む）用のマスクに SG マーク合格品の着用を義務付けることとしておりましたが、コロナ禍の影響による原材料不足等の理由により製品の流通が十分でないとのことで、2023 年シーズンまで義務付けの緩和を行っておりました。各メーカーに改めて確認を行ったところ、現在はほぼ通常通り流通されており、販売に支障がないとの確認が取れたため、2025 年から義務付けを行うことといたします。なお、ユーザーの買い替え等を考慮し、2024 年までは猶予期間といたします。

以上、何卒よろしく願いいたします。

記

■義務付け緩和措置の終了について

2024 年の猶予期間をもって特例措置を終了し、2025 年から義務付けを行う。

以上

事務担当者：吉岡大輔 Tel：03-3404-8831

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小林三郎



軟式野球用およびソフトボール用、捕手用マスク・プロテクター・レガーズの
商品統一化について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、ミズノ社からの提案を受け、本連盟では、ユーザーおよびメーカーの購入および製造・販売に係る経費負担軽減を目的に捕手用マスク・プロテクター・レガーズの軟式野球とソフトボール兼用商品の販売を承認することと致しました。詳細については下記の通りとなりますのでご確認いただきますようお願い致します。なお、捕手用マスクに関しては、SG 基準がありますが、軟式野球およびソフトボール双方の基準に適合する製品のみ、兼用商品として流通します。また、捕手用防具公認社の全てに対し、同様の通知を行いますことを申し添えます。

以上、何卒よろしくお願い致します。

記

■商品統一化について

1. 統一商品について

捕手用マスク、プロテクター、レガーズ（ヘルメットは対象外となります）

2. 公認マークについて



例)

*左図は、公認マークの表示の一例です。製品によっては、横並びで表示される等、表示配列が異なる場合があります。

3. SG 基準について

捕手用マスクは SG マークがつきますが、「軟式」「ソフト」両方の表記となります。

（例）軟式一般用と 3 号ゴムソフトボール用で使用可能



4. 既存製品の使用について

現在流通している既存の「JSBB 表示のみ」の製品の使用も可能です。

*捕手用マスクは、SG ラベルで用途表示されている競技でのみ使用可能ですが、本連盟では、捕手用マスクへの SG 基準義務付けは、2025 年から対応を行います。